

新リサイクル施設の整備・運営に係る基本計画等作成業務委託 プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務委託名

新リサイクル施設の整備・運営に係る基本計画等作成業務委託

(2) 目的等

本業務では、新たなリサイクル施設の整備に向けて、必要となる基本的な事項を取りまとめた基本計画を作成するとともに、民間活力の導入可能性について調査・検討した PFI 等導入可能性調査を実施することを目的とする。

本実施要領は豊富な経験と高い専門知識を有する企業から提案等を募集し、最も適切な事業者を当該業務の委託先候補者として選定するための手続き等について定めたものである。

(3) 業務期間

契約締結日の翌日～令和 9 年 3 月 17 日まで

(4) 業務内容

新リサイクル施設の整備・運営に係る基本計画等作成業務委託仕様書のとおり。

(5) 提案上限額

1 5, 5 4 0 千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

2 参加資格

本プロポーザルの参加に当たっては、次の事項を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 令和 7・8・9 年度松江市競争入札参加資格（測量等、業種：その他）を有しており、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止期間を経過していること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が経営に関与していないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続中の者でないこと。

- (7) 建設コンサルタント登録規程による建設コンサルタントの「廃棄物部門」の登録を受けている者であること。
- (8) 本委託事業の実施にあたり、その趣旨を十分に理解し、必要とされる業務経験等を有した者を従事させ、公益に資する意志を持って本委託事業に参加するものであること。

3 実施スケジュール

項目	日程
プロポーザル実施公告・書類配布	令和8年4月13日（月）
質問書の提出期間	令和8年4月21日（火）
質問書の回答予定日	令和8年4月28日（火）
参加表明書類の提出期限	令和8年5月13日（水）17:00 まで
1次審査結果通知	令和8年5月25日（月）
企画提案書類の提出期限	令和8年6月1日（月）17:00 まで
ヒアリングの実施	令和8年6月8日（月）
2次審査結果の通知	令和8年6月22日（月）
契約締結日	令和8年6月30日（火）

4 プロポーザルの手続き

(1) 質問書の提出及び回答

審査書類等に関する質問がある場合は、提出期間内に質問書（様式1）を質問書の受付期間内にメールにて送信すること。

審査書類等への質問については質問事項を全て取りまとめて、回答日に質問者の名前を伏せて参加事業者全てにメール及びHP掲載にて回答とする。質問書への回答は、本実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

(2) 計画地の現地視察

現地視察対象は「エコステーション松江」と「西持田リサイクルプラザ」とする。現地視察は令和8年5月29日までに1回限りとし、両施設合わせて、視察上限時間は約60分とする。施設視察の予約については、下記問い合わせ先に希望日の3日前までに連絡するものとする。

現地視察時において、当該業務対象施設についての質問等には回答しない。

(3) 参加表明書類の提出

ア 提出書類

プロポーザルの参加を希望する者は、プロポーザル参加表明書及び参加資格確認に係る次の書類について、受付期間内に本市へ持参により提出すること。また、下記書類については、PDF化したものをCD等電子媒体として1部提出すること。

- | | |
|----------------------|---------------|
| 1) プロポーザル参加表明書（様式 2） | ； 正 1 部、副 1 部 |
| 2) 会社概要調書（様式 3） | ； 正 1 部、副 1 部 |
| 3) 業務実績調書（様式 4） | ； 正 1 部、副 1 部 |
| 4) 配置予定技術者調書（様式 5） | ； 正 1 部、副 1 部 |

イ 提出期限

令和 8 年 5 月 13 日（水）17：00 まで

ウ 作成方法

各種書類は様式に記載の指示に従い作成すること。

（4）1 次審査の実施

参加表明書の内容について本市が参加資格要件を満たしていることを確認するとともに、1 次審査項目について点数化する。

参加者が 5 社以上の場合、参加資格要件を満たす参加者から、1 次審査の得点が上位の 4 社以内を公募型プロポーザルの提案者（以下「提案者」という。）として選定する。参加者が 4 社以下の場合、参加資格要件を満たす全ての参加者を提案者として選定する。

なお、1 次審査の得点は、2 次審査の得点として継承する。

（5）1 次審査結果の通知

参加表明書の提出があった事業者について 1 次審査結果を書面により通知する。

（6）企画提案書等の提出

エ 提出書類

提案者においては、次の書類について企画提案書等の受付期間内に本市へ持参により、提出すること。また、下記書類については、PDF 化したものを CD 等電子媒体として 1 部提出すること。

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1) 企画提案書提出届（様式 6） | ； 正 1 部、副 1 部 |
| 2) 企画提案書（任意様式） | ； 正 1 部、副 1 部 |
| 3) 見積書（様式 7） | ； 正 1 部、副 1 部 |
| 4) 見積内訳書（任意様式） | ； 正 1 部、副 1 部 |

オ 提出期限

令和 8 年 6 月 1 日（月）17：00 まで

カ 作成方法

企画提案書等の作成は次のとおりとする。

- 1) 企画提案書届出書(様式 6)には企画提案書を持参する担当者の連絡先を記載すること。
- 2) 企画提案書等には、提出時の表紙及び見積書を除き、委託先候補を判別できるような名称、ロゴマーク等は使用しない。
- 3) 企画提案書は、A4 用紙を使用し、文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。
- 4) 企画提案書の様式は任意とするが、表紙・目次を添付し、指定する頁内で作成する。
- 5) 企画提案書については、次に示す内容について記載するものとし、貴社の提案事項の趣旨が十分に伝わるように具体的かつ簡素な文章表現とすること。また、必要に応じて、文章表現を補うために着色や図表等を採用することも可能とするが、文章での記載がないものは評価の対象としない。
- 6) 見積書には任意様式の見積内訳書を添付すること。

	記載内容	頁
業務の実施方針	「松江市の現状及び課題」「業務の実施方針」について記載すること。	A4 版 1 枚 (両面 2 頁)
業務の実施体制と 工程計画	「業務の実施体制」「工程計画」について記載すること。	A4 版 1 枚 (両面 2 頁)
業務の実施方法	「業務の実施手順」「業務の実施方法」について記載すること。	A4 版 1 枚 (両面 2 頁)
【テーマ①】 施設整備基本計画 に関する課題と提 案内容	本市では、既存のエコステーション松江を活用した新たなリサイクル施設の整備を計画している状況を踏まえ、「業務を実施する上での課題」「提案内容」について記載すること。	A4 版 2 枚 (両面 4 頁)
【テーマ②】 PFI 等導入可能性 調査に関する課題 と提案内容	民間事業者のノウハウを最大限に活用し、新たなリサイクル施設の効果的かつ効率的な整備・運営・維持管理に向けた民間活力の導入を検討する上での「業務を実施する上での課題」「提案内容」について記載すること。	A4 版 2 枚 (両面 4 頁)
その他の提案内容	本業務を実施するに当たってテーマ以外での「業務を実施する上での課題」「提案内容」について記載すること。	A4 版 1 枚 (両面 2 頁)

(7) ヒアリングの実施

提案者の企画提案についてのヒアリングを実施する。ヒアリングは2次審査項目に基づき評価し、優先交渉権者として、最優秀提案者1社、次点者1社を選定する。ヒアリングの詳細は、提案者に別途通知する。

ヒアリングに関しては、プロジェクター等の機材の使用は可能とするが、本市で用意するプロジェクター、スクリーン及び延長コードの機材の不具合、故障等が生じても本市は一切の責任を負わない。また、ヒアリングに当たっては、新たな提案及び資料の提出は認めない。

(8) 2次審査結果の通知

提案者について2次審査結果を書面により通知する。

5 評価基準

優先交渉権者の選定及び特定に当たっての評価基準は別紙のとおりとし、審査を厳正に行ったうえで優先交渉権者として、最優秀提案者1社、次点者1社を選定する。

6 候補者の特定

最優秀提案者に対し優先交渉権を与える。最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行う。契約交渉により本市と合意に至った場合には、見積上限額の範囲内で随意契約を行う。

7 失格の要件

参加者が次の事項に該当する場合には失格とする。

- (1) 本実施要領に定める手続きを遵守しない場合
- (2) 虚偽の記載をした場合
- (3) 参加資格者の審査後、参加資格要件を満たさなくなった場合
- (4) 見積書記載の金額（見積金額）が委託上限額を超える場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

8 その他

その他、プロポーザルを実施するに当たっては次の事項に基づくものとする。

- (1) プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出書類等に虚偽の記入が判明した場合は、契約後においても契約を解除し、違約金を要求することがある。
- (4) 提出書類は、業務受託候補者を特定する以外に、参加者に無断で使用しない。

- (5) 企画提案書の提出を辞退しても、これを理由として、以後の指名等において不利益な取扱いをすることはない。
- (6) 提出書類に記入した管理技術者及び照査技術者は、病気など特別な場合又は本市が認める場合を除き変更できない。
- (7) 本業務の再委託は認めないものとする。

10 問合せ先・資料提出先

〒690-8540 松江市末次町86番地

松江市環境エネルギー部 環境施設課 施設整備推進室

TEL : 0852-55-5680 FAX : 0852-55-5685 電子メール : k-seibi@city.matsue.lg.jp